

28 河砂第 84131 号

平成 29 年 3 月 29 日

各土木（小豆総合）事務所長 殿

河川砂防課長

（公印省略）

溪流保全工詳細設計（延長 250m 以下、幅 60m 以下）業務委託の歩掛について

このことについて、延長が 250m 以下であり、幅が 60m 以下の溪流保全工の歩掛補正率を、下記の式とすることとしたのでお知らせします。

なお、適用については平成 29 年 4 月 1 日以降の積算に係るものを対象とし、現行の設計業務等標準積算基準書に記載されている部分については廃止することとします。（設計業務等標準積算基準書及び土木設計積算システムへの反映は、今後行う予定ですので、業務に遺漏のないようお願いいたします。）

記

$y=0.178(x)+55.5(\%)$ x ：溪流保全工延長（m）、 y ：補正率（小数点 3 位四捨五入 2 位止）

<参考> 県ホームページ「積算関連資料」にも掲載（適用日時点）

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/gijutsukikaku/sekisan/sekisan.htm>